

令和8年度新たな児童相談所のあり方等に関する基礎調査業務委託 に係る企画提案公募要領

「令和8年度新たな児童相談所のあり方等に関する基礎調査業務委託」の実施に当たり、委託事業者を公募し、プロポーザル方式により企画提案内容を審査し、委託する事業者を決定します。

1 委託業務名

令和8年度新たな児童相談所のあり方等に関する基礎調査業務委託

2 委託業務の概要

別添「令和8年度新たな児童相談所のあり方等に関する基礎調査業務に係る業務委託仕様書」（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 提案上限額

12,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※当該金額は企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではありません。

5 応募資格

次に掲げる要件全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を参加させることができない。

- (2) 本県から入札参加資格指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

- (5) 過去2年間の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と各種調査業務の契約実績を有する者であること。
- (6) 沖縄県内に事業所を有する者であり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせや報告が円滑に対応できる体制及び緊急時、速やかに職員を派遣し対応できる体制を有する者であること。
- (7) 今回の委託に際して、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な執行体制がとれること。
- (8) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(4)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(5)から(7)までの要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - ⑤ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑥ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (9) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件とする。

6 応募方法

(1) 募集要領及び仕様書の配付

① 配付期間

令和8年5月20日（水）から令和8年6月3日（水）まで

② 沖縄県ホームページ（公募・入札）等からダウンロード

(2) 質問の受付及び回答

「企画提案仕様書」等に関して質問がある場合には、質問書【様式1】を記入し、メールにより受け付けるものとします。

① 受付期限 令和8年5月27日（水）17:00（必着）

② 提出先 下記14参照

③ 質問への回答は、令和8年5月28日（木）に県のホームページへ掲載予定。

(3) 企画提案参加申込書の提出

① 提出期限 令和8年5月29日（金）17:00まで必着

② 提出場所 下記14参照

③ 提出書類

ア 企画提案参加申込書【様式2】

イ 誓約書【様式3】（共同企業体の場合は構成員ごとに提出）

④ 提出方法：メールにより提出してください。

(4) 企画提案書の提出期限

① 提出期限 令和8年6月3日（水）17:00（必着）

② 提出場所 下記14参照

③ 企画提案書の書類審査

令和8年6月4日（木）から令和8年6月5日（金）まで

※企画提案を行う応募事業者が多数の場合、選定審査会に先立ち書類審査を行い、上位3者を選定する。

④ 提出書類及び必要部数等

以下の書類をメールで提出すること。

ア 企画提案応募申請書【様式4】

イ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）

ウ 企画提案書等

（ア） 企画提案書【任意様式】

（イ） 会社概要【様式5】

（ウ） 業務実績【様式6】

（エ） 経費見積書【様式7】

（オ） 定款、規約等

（カ） その他、法人等の概要が分かる参考資料等

7 企画提案書の作成方法

企画提案書は、原則A4版20頁以内とし、日本語により記述すること。

企画提案書には、別添「企画提案仕様書」の「4 委託業務内容」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

- (1) 業務の実施体制に関する事
- (2) 業務スケジュールに関する事
- (3) 委託業務内容の各項目について
- (4) 調査報告書の冊子等の作成、納入

8 プレゼンテーション

(1) 提出された企画提案書等により、提出者による各者30分程度のプレゼンテーションを実施します。

(2) プレゼンテーションは、令和8年6月11日（木）午前中を予定していますが、募集締め切り後に提案者に対し、別途時間と場所を連絡します。（オンライン実施の可能性あり）

(3) 時間配分は、プレゼンテーション15分、質疑15分とします。

※あらかじめ提出した企画提案書に基づき説明すること。

9 公募スケジュール（予定）

(1) 公募開始	5月20日(水)
(2) 質問受付締切	5月27日(水) 17:00(必着)
(3) 質問回答(予定)	5月28日(木)
(4) 企画提案参加申込書の提出期限	5月29日(金) 17:00(必着)
(5) 企画提案書の提出期限	6月3日(水) 17:00(必着)
(6) 選定審査会(プレゼンテーション審査)	6月11日(木) 午前中(予定)
(7) 審査結果通知(優先交渉事業者の通知)	6月12日(金)
(8) 委託契約(予定)	6月中旬

10 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとします。また、提出された書類は返還しません。
- (2) 虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は、無効とします。
- (3) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とします。
- (4) 企画提案書の作成に要する費用等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とします。
- (5) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しません。

11 委託事業者の選定方法

企画提案を行う応募事業者が多数の場合は、選定審査会に先立ち書類審査を行い、上位3者程度を選定します。

その後、県が設置する選定審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、本事業の優先交渉の順位を決定します。当該順位が第1位である事業者等と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該事業者等と委託契約を締結します。

ただし、優先交渉順位第1位の事業者等との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者等と委託契約に関する協議を行います。

12 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して文書で通知します。

13 契約締結時の留意事項

- (1) 契約締結の手続き
 - ① 委託事業者を決定したときは、県は、あらかじめ業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則(昭和47年規則第12号)に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書

を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結し、契約書を交わすものとします。

- ② 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがあります。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付してください。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

14 問い合わせ及び提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県 子ども未来部 子ども家庭課 子ども育成班（担当：又吉）

電話番号 098-866-2174 FAX番号 098-868-2402

E-mail : aa022004@pref.okinawa.lg.jp

○沖縄県財務規則（抜粋）

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- （3） 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4） 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- （5） 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- （6） 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （7） 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （8） 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- （9） 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （10） 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （11） 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- （12） 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。